

別紙（第6条関係）

余裕期間設定工事について

本工事は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などを確保できるようにすることで、施工時期等の平準化を図ることを目的として行う余裕期間設定工事である。

余裕期間設定工事の実施にあたっては、鶴岡市余裕期間設定工事試行要綱（令和2年3月26日告示第77号。以下「要綱」という。）による。

なお、余裕期間設定工事における留意すべき項目については次のとおりである。

1 実工期 日間

2 工事開始期限日 年 月 日（ ）

3 契約締結日について

受注者は、落札決定日から 日以内（土日・祝日を含む）の任意の日を契約締結日として定めるものとする。

4 工事開始日について

受注者は、契約締結日から工事開始期限日までの期間（土日・祝日を除く）の任意の日を工事開始日と定め、工事開始日通知書（別記様式）を発注者に提出しなければならない。

5 余裕期間中における取扱いについて

- (1) 余裕期間を定めることにより増減した経費は、変更契約の対象としない。
- (2) 現場代理人及び主任（監理）技術者（以下「技術者等」という。）の配置は不要である。
- (3) 契約担当者を除き、現場へ立ち入ることはできない。
- (4) 現場において資材の搬入、仮設物の設置その他の工事の開始に相当する行為を行うことはできない。

6 契約等手続について

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、余裕期間を除いた実工期とし、その他の事項欄に余裕期間設定工事であることを記載すること。
- (2) 契約保証に係る期間は、契約締結日から実工期の末日までの期間を含めること。
- (3) 鶴岡市建設工事請負契約約款第3条の規定に基づく工程表には、実工期の期間を記載すること。
- (4) コリンズの受注時登録を行う場合においては、工期及び技術者等の従事期間は実工期で登録するとともに、工事概要欄に余裕期間設定工事であることを記載すること。